

(様式2)

第5次京丹後市交通安全計画（案）の概要

1 趣旨

京都府交通安全対策会議において策定された「第11次京都府交通安全計画」に基づき、「第2次京丹後市総合計画」実現のための長期ビジョンである「災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります」を目指し、安全で円滑かつ快適な交通社会を実現するため、交通の安全に関する施策に対し、令和4年度から8年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「第5次京丹後市交通安全計画」を定めるものです。

2 計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 内容について

第11次京都府交通安全計画を基本に第4次交通安全計画との整合性・総括を踏まえ、第5次の計画を策定するに当たり、歩行者、中でも高齢者や子ども、障害者等に対して配慮や思いやりの気持ちを持つ「人優先」の交通安全思想を計画の基本としています。

第1章 道路交通の安全

道路交通事故による死者数ゼロを目指し、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転確保への取り組み、救助・救急体制の整備等、様々な交通安全対策を進めていきます。

第2章 鉄道交通の安全

市内における運転事故及び乗客の死者数ゼロを継続するため、鉄道交通環境の整備、安全な運行の確保への取り組みを進めていきます。

第3章 踏切道における交通の安全

市内における踏切事故の発生ゼロを目指し、自動車運転者や歩行者等の交通安全意識の向上等の取り組みを進めていきます。

4 施行期日について

令和4年度から令和8年度までの5年間